

# 議会運営委員会

日 時 平成 26 年 5 月 23 日 (金) 午前 10 時 ~  
場 所 第 3 委員会室

---

## 1 平成 26 年 6 月 亀岡市議会定例会について

- (1) 招集告示 5 月 23 日 (金) 告示第 133 号
- (2) 開 会 6 月 2 日 (月)

## 2 議案の概要説明

- (1) 概要 (別添)

## 3 定例会日程 【別紙 1】

- (1) 一般質問通告期限 6 月 2 日 (月) 正午  
一般質問順序 市民 緑風 共産  
清流 公明 創生
- (2) 請願書提出期限 6 月 2 日 (月) 午後 5 時
- (3) 質疑通告期限 6 月 11 日 (水) 本会議終了時
- (4) 意見書等提出期限 6 月 18 日 (水) 産業建設常任委員会終了時
- (5) 討論通告期限 6 月 19 日 (木) 午後 4 時
- (6) 市民憲章唱和 6 月 10 日 (火) 9:50 ~ 唱和代表 中澤議員

## 4 開会日 (6 月 2 日) の議事について

- (1) 議事日程
  - 諸報告
  - 第 1 会議録署名議員指名 (木曾議員、齊藤議員)
  - 第 2 会期決定
  - 第 3 報告第 1 号及び第 1 号議案から第 13 号議案まで (提案理由説明)

( 2 ) 諸報告

- ・ 予算執行についての計算書の報告 ( 6 件 )
- ・ 地方自治法第 1 8 0 条専決処分報告 ( 3 件 )
- ・ 監査 ( 随時・例月監査 )
- ・ 理事者出席要求
- ・ 委員の変更

産業建設常任委員会 ( 副委員長 ) 西村議員 中澤議員

上桂川対策特別委員会 中澤議員 西村議員

- ・ 教育委員あいさつ、職員紹介

5 一般質問について

( 1 ) 通告書について

○記入注意事項 【別紙 2】

○事務局へメール送付

( 2 ) 質問時間 答弁を含め 1 人 4 5 分

( 3 ) 会派内質問順序 5 月 3 0 日 ( 金 ) までに事務局へ連絡

6 本会議場理事者席について【別紙 3】

7 委員の推せんについて

( 1 ) 亀岡市都市計画審議会委員 < 産業建設常任委員 >

5 名、任期：委嘱日から 2 年間

現委員：馬場議員、小島議員、齊藤議員、日高議員、湊議員

( H26年9月4日まで )

( 2 ) 亀岡市農業委員会委員

4 名、任期：H26年7月20日から 3 年間

現委員：栗山久美子氏、長澤佐代子氏、中村公子氏、関祐則氏

( H26年7月19日まで )

8 陳情・要望について

- ( 1 ) 地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について自治体独自での実態調査及び是正を求める陳情ほか 1 件

9 平成 26 年 9 月定例会の決算審査について

- ( 1 ) 決算特別委員 ( 24 人 )  
( 2 ) 審査方法 ( 分科会方式、事務事業評価実施 )  
( 3 ) 審査日程 ( 5 日間 )  
( 4 ) 特別委員会設置 6 月 20 日 ( 閉会日 )

10 議会基本条例について【別紙 4】

- ( 1 ) 見直し、検証

11 定数・報酬検討に関する参考人について

12 当面の日程について

- 5 月 23 日 ( 金 ) 会派会議終了後 広報広聴会議  
5 月 27 日 ( 火 ) 13:30 ~ 産業建設常任委員会  
5 月 28 日 ( 水 ) 9:00 ~ 上桂川対策特別委員会  
5 月 29 日 ( 木 ) 10:00 ~ 公共交通対策特別委員会  
5 月 30 日 ( 金 ) 10:00 ~ 平和人権対策特別委員会  
6 月 27 日 ( 金 ) 10:00 ~ 全員協議会 ( 定数、報酬 )

13 その他

- ( 1 ) 議場内撮影許可申請  
( 2 ) 次回議会運営委員会 6 月 11 日 ( 水 ) 本会議終了後

# 平成26年6月亀岡市議会定例会日程（案）

（会期 19日間）

日	曜日	行 事	備 考
5/23	金	定例会招集告示、議運、広報広聴会議	幹事会、会派会議
24	土		
25	日		
26	月		
27	火	産業建設常任委員会	
28	水	上桂川対策特別委員会	
29	木	公共交通対策特別委員会	
30	金	平和人権対策特別委員会	
31	土		
6/1	日		
2	月	【定例会開会】 <一般質問通告期限：正午、請願書提出期限：17:00>	
3	火		
4	水		
5	木		
6	金		
7	土		
8	日		
9	月		
10	火	【一般質問】	
11	水	【一般質問】議運(追加議案送付) <質疑通告期限：本会議終了時>	
12	木	【一般質問】	
13	金	【一般質問（予備日）、本会議（追加議案提案）】	
14	土		
15	日		
16	月	総務文教常任委員会	
17	火	環境厚生常任委員会	
18	水	産業建設常任委員会 <意見書提出期限：委員会終了時>	
19	木	議運 <討論通告期限：16:00>	幹事会、会派会議
20	金	【定例会閉会】常任委員会、議運	幹事会、会派会議

一般質問順序  
 1市民 2緑風 3共産  
 4清流 5公明 6創生

一般質問は通告により3日間で終了する場合がある。その場合は6/12一般質問終了後本会議（追加議案提案）で、6/13の会議予定はなし。

亀岡市議会議長 明田 昭 様

亀岡市議会議員

平成 年 月 定例会 一般質問通告書

会派名： \_\_\_\_\_ (代表・個人)

質問方法 ( 一 括 ・ 一 問 一 答 )

次のとおり通告します。

**体裁**

- ・ 字体：MSゴシック・フォントサイズ10
- ・ 全角英数字
- ・ 表の列のサイズを変えない。
- ・ ページがまたがる場合は表を分割しない。

質問事項	質問要旨	答弁者
1 について	( 1 )  ( 2 )  ( 3 )	市長 湯浅副市長 勝見副市長 教育委員長 教育長 病院事業管理者 <b>所管部長</b> その他、行政委員 会の委員長等
2 について	( 1 )  ( 2 )	

質問事項に係る趣旨 ( 課題や問題点等 ) を簡潔に記載し、  
具体的質問を ( 1 ) ~ の箇条書きで記載する。

**質問の順序は、原則、組織機構の  
建制順とするが、質問構成の意図  
による順序立ても可とする。**

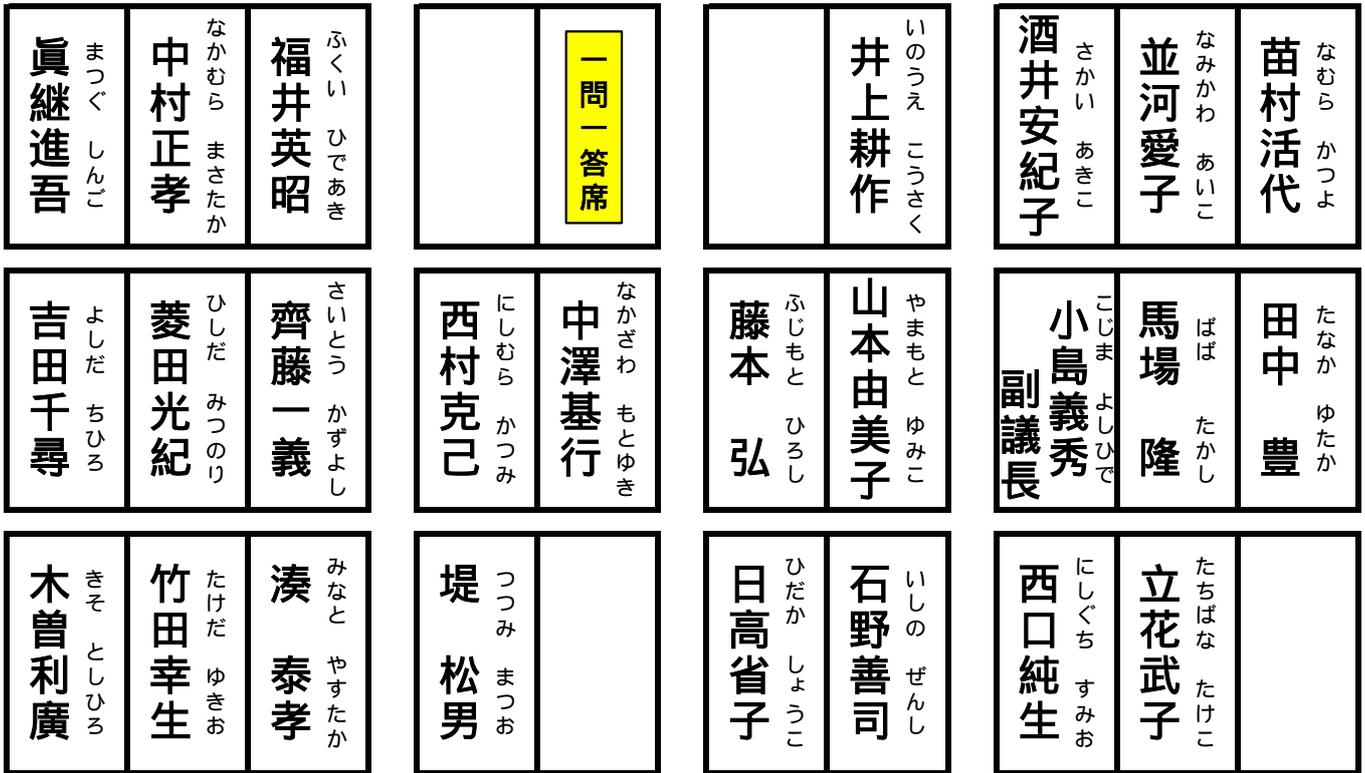
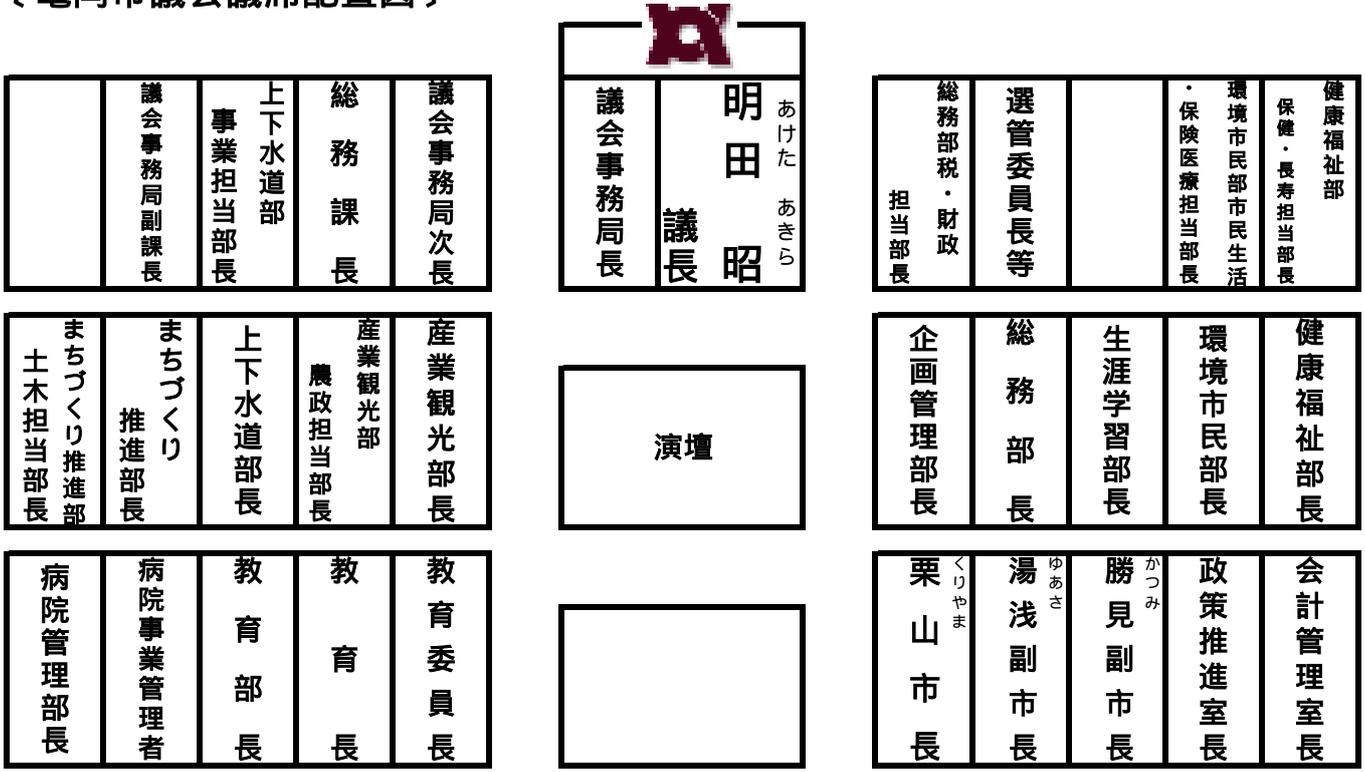
< 建制順 >

- 政策推進室
- 企画管理部
- 生涯学習部
- 総務部
- 環境市民部
- 健康福祉部
- 産業観光部
- まちづくり推進部
- 会計管理室
- 上下水道部
- 市立病院
- 教育委員会
- 選挙管理委員会
- 公平委員会・監査委員・農業委員会等

**留意点 ( 申し合わせ )**

- ・ 質問は市政における一般事務の  
範囲内であること
- ・ 質問項目が会派内で重複しない  
こと

〔亀岡市議会議席配置図〕



入口 (Entrance)

## 議会基本条例の見直しについて

### 亀岡市議会基本条例

(見直し手続)

第24条 議会は、一般選挙を経た任期開始後できるだけ速やかに、及び必要があると認めるときは、この条例の目的が達成されているかどうかを検討するものとする。

- 2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含め適切な措置を講じるものとする。
- 3 この条例を改正する場合は、本会議において、改正の理由を説明しなければならない。

### 亀岡市議会基本条例運用基準

#### 16 基本条例の見直し

条例第24条第1項の規定による条例の検討は、一般選挙後、最初に開かれる全員協議会で行う。

条例の改正にあたっては、市民意見を十分反映させる。

議会基本条例では、議員の任期ごとに条例の見直し手続きを規定しており、運用基準では、改選後の全員協議会で見直しの検討をすることとしている。

上記規定に位置付けた見直しの検討はまだ行っていない。

改選直後では、条例の目的が達成されているかどうかを判断できない。

(基本条例に沿った活動をしていくための確認、共有の場として設定すべき)



15期の集大成として基本条例の規定に基づく見直し手続きを任期中に行う。  
合わせて、現在の議会活動に沿った運用基準の見直しを行う。

議会基本条例改正スケジュール(目標)

時期	会議主体	内容
6月定例会 招集告示(5/23)	議会運営委員会	基本条例に規定する「見直し手続」について、任期中に行うことを協議。 閉会後に検討に入ること、協議は議運で行うことを合意。 条項ごとの検討項目を抽出依頼 (事務局側からも抽出)
6月定例会中		検討項目の抽出を行う。(一般質問終了時までにとりまとめ事務局へ提出)
6月定例会 一般質問2日目 (6/11)	議会運営委員会	抽出状況の確認 提出期限の確認
6月定例会 一般質問終了時 (6/12・6/13)		各委員より抽出項目を事務局へ提出 事務局により抽出項目を集約
6月定例会 閉会日前日 (6/19)	議会運営委員会	検討項目一覧を確認
7月上旬 ~8月下旬	議会運営委員会 広報広聴会議 (複数回)	検討項目ごとに協議 広報広聴に係る項目は広報広聴会議へ委任 (運用基準の協議)
9月定例会 招集告示 (9/1頃)	議会運営委員会	改正案骨子の確認 (運用基準の確認)
9月定例会 一般質問2日目 (9/18頃)	議会運営委員会	条例改正案の確認、決定 発議者の協議 (運用基準の確認)
9月定例会 閉会日 (10/3頃)	議会運営委員会 本会議	議案上程 提案理由説明 議案採決
		会議規則等関係例規の整理 運用基準・申し合わせ等の整理

亀岡市議会基本条例

現行規定	見直しの 必要性	見直すべき理由
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、議会及び議員に係る基本事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により亀岡のまちづくりを推進し、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>		
<p>(議会の役割)</p> <p>第2条 議会は、市民の代表で構成する市の意思決定機関であり、議決の責任を負う。</p> <p>2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。</p>		
<p>(議会の活動原則)</p> <p>第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。</p> <p>(2) 市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。</p> <p>(3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。</p> <p>(4) 市政への市民参加を推進すること。</p> <p>(5) 市民及び議員が交流及び意見を交換し、並びに市長等及び議員が対論する場となるよう努めること。</p>		
<p>(議員の活動原則)</p> <p>第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。</p> <p>(1) 議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。</p> <p>(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。</p> <p>(3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。</p>		

<p>(会派)</p> <p>第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。</p>		
<p>(市民参加及び市民との連携)</p> <p>第6条 議会は、会議を原則公開とする。</p> <p>2 議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。</p> <p>3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、請願及び陳情を政策提言と位置付け、その審議等において、これら提言者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。</p>		
<p>(議会報告会)</p> <p>第7条 議会は、市民参加及び市民との連携を高める方策として、市民に対する議会報告会を年1回以上開催し、議会審議の経過等を説明するとともに、市政全般にわたり、市民と自由に情報及び意見を交換するものとする。</p>		
<p>(議員と市長等の関係)</p> <p>第8条 議会審議における議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなくてはならない。</p> <p>(1) 議員は、本会議における一般質問を、市政の課題に関する論点及び争点を明確にするため、一括又は一問一答の方法により行うことができる。</p> <p>(2) 本会議及び委員会に出席した市長等及びその他の職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問を行うことができる。(平23条例12・一部改正)</p>		
<p>(議会審議における論点の明確化)</p> <p>第9条 議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を明確にし、その水準を高めるために、市長に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 提案の理由及び経緯</p> <p>(2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討</p>		

<p>(3) 市民参加の実施の有無とその内容  (4) 総合計画との整合性  (5) 政策等の実施に係る財源措置  (6) 将来にわたる政策等のコスト計算</p> <p>2 議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。</p>		
<p>(政策執行に対する議会の評価)</p> <p>第10条 議会は、市長等が行う政策について、市民福祉向上の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。</p>		
<p>(閉会中の文書による質問)</p> <p>第10条の2 議員は、閉会中に、市の一般事務について、議長の許可を得て文書により質問することができる。(平24条例29・追加)</p>		
<p>(地方自治法第96条第2項の議決事項)</p> <p>第11条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の議会の議決事項は、議会が、市政における重要な政策の決定に参画する観点と、市長の政策執行上の必要性を比較し、別に条例で定める。</p>		
<p>(調査機関の設置)</p> <p>第12条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。</p> <p>2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。</p> <p>3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>		
<p>(定例会の回数及び会期)</p> <p>第13条 定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定する。</p> <p>2 定例会の招集の回数は、別に条例で定める。</p>		

<p>(議員間の自由討議)</p> <p>第14条 議員は、議会が自由な議論を行う場であることを認識しなければならない。</p> <p>2 議員は、議会の運営及び議案等の審議又は審査において、議員相互の自由な討議により議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。</p> <p>3 議員は、議員相互の自由な討議により合意形成し、政策立案、政策提言等を積極的にを行うよう努めるものとする。</p>		
<p>(委員会の活動)</p> <p>第15条 委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査を行わなければならない。</p> <p>2 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明する場を設けることができる。</p>		
<p>(議会広報の充実)</p> <p>第16条 議会は、議案審議の結果等を、多様な媒体を用いて市民へ提供しなければならない。</p> <p>2 議会は、会議の傍聴者への資料の提供等を行い、市民の傍聴意欲を高める運営に努めるものとする。</p>		
<p>(議員研修の充実)</p> <p>第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。</p>		
<p>(議会事務局)</p> <p>第18条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。</p>		
<p>(議員の政治倫理)</p> <p>第19条 議員は、市民の厳粛な信託に応じるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としての品位を保持しなければならない。</p> <p>2 議員の政治倫理は、別に条例で定める。</p>		

<p>(議員定数)</p> <p>第20条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。</p> <p>2 議員定数は、別に条例で定める。</p>		
<p>(議員報酬)</p> <p>第21条 議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。</p> <p>2 議員報酬は、別に条例で定める。</p>		
<p>(政務活動費)</p> <p>第22条 政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付するものとする。</p> <p>2 亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年亀岡市条例第2号)に定めるところにより、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、これを適正に執行しなければならない。</p> <p>3 議会は、政務活動費の用途について公開しなければならない。</p>		
<p>(最高規範性)</p> <p>第23条 この条例は、議会における最高規範である。</p>		
<p>(見直し手続)</p> <p>第24条 議会は、一般選挙を経た任期開始後できるだけ速やかに、及び必要があると認めるときは、この条例の目的が達成されているかどうかを検討するものとする。</p> <p>2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含め適切な措置を講じるものとする。</p> <p>3 この条例を改正する場合は、本会議において、改正の理由を説明しなければならない。</p>		
<p>以下、追加すべき条項等</p>		
